

パブリックコメント（市民意見公募手続）

当該案件はパブリックコメントを実施しません

次の案件について、上越市パブリックコメント条例第3条第2項に基づき、パブリックコメントを実施しません。

案件名：上越市食料・農業・農村基本条例の一部改正（案）

■該当事項

(1) 緊急を要するもの	
	人命・人権・生態系環境に影響を及ぼす恐れのあるもの
	災害・公害により急を要するもの
	上位法令等で意思決定期間が定められているもの
	その他（ ）
(2) 法令等により縦覧その他パブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続きを義務付けられているもの	
	上位法令等により、縦覧、審議会の設置、広報及び広聴の手続きなどが義務付けられているもの
(3) 市民の生活及び事業活動に影響を及ぼさない軽微なもの	
○	上位法の改正に伴い字句、引用している条項を改正するもの
	計画等の変更により市民の活動に影響を及ぼさない用語等の修正、削除をするもの
	その他（ ）
(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求の手続を経て制定改廃する条例	
	市民の発意により議会に提案される条例

■実施しない具体的な理由

食料・農業・農村基本法の改正に伴う条項の改正であり、軽微なものに当たるためパブリックコメントを実施しません。

- ・食料・農業・農村基本法第4条 → 第5条（自然循環機能）
- ・食料・農業・農村基本法第3条 → 第4条（農村の持つ多面的機能）
- ・食料・農業・農村基本法第35条 → 第47条（中山間地域等）

公表場所	農政課、市政情報コーナー（市役所木田第一庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田城址公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ
公表期間	令和6年11月5日（火）～令和6年12月5日（木）
問合せ先	上越市農林水産部農政課 電話：025-520-5740

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。

電話：025-520-5615（直通）